

## 介護保険システム等標準化検討会 第4回議事概要

日時：令和7年1月17日（金）15:30～16:45

場所：日本コンピューター株式会社 東京本社会議室 及び WEB会議

出欠（敬称略）：

### （構成員）

|          |   |
|----------|---|
| 出席 生田 正幸 | 関西学院大学 大学院人間福祉研究科 講師（非常勤）                                 |
| 出席 後藤 省二 | 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長                                       |
| 出席 須江 明香 | 川口市福祉部次長 兼 介護保険課長   |
| 欠席 澤邊 涼  | 板橋区生きがい部介護保険課長  |
| 出席 菊川 隆志 | 川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長                                       |
| 出席 鶴田 良江 | 甲府市福祉部福祉支援室長寿介護課 課長補佐（代理出席）                               |
| 出席 渡部 竜男 | 出雲市健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐                                       |
| 出席 三浦 裕和 | 株式会社RKKCS 企画開発本部 副本部長                                     |
| 出席 末武 純  | Gcomホールディングス株式会社 第1製品開発部 住記1課 課長                          |
| 出席 鈴木 良輔 | 株式会社T K C ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ                             |
| 出席 立野 雅也 | 株式会社電算 ソリューション2部  |
| 出席 濱田 裕介 | 株式会社アイネス ソリューション本部 抱点統括部 第二課 主任                           |
| 出席 玉置 直人 | 日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 マネージャー                             |
| 出席 村上 朋博 | 株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部<br>公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第六部 課長  |
| 出席 田中 卓  | 富士通Japan株式会社 Public & Education事業本部<br>社会保障サービス事業部 マネージャー |

### （オブザーバー）

|          |   |
|----------|---|
| 欠席 千葉 大右 | デジタル庁 地方業務標準化エキスパート   |
| 出席 池端 桃子 | デジタル庁 地方業務標準化エキスパート   |
| 欠席 米田 圭吾 | デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐   |
| 欠席 津田 直彦 | デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐   |
| 出席 山田 貫才 | デジタル庁統括官付参事官付   |
| 欠席 丸尾 豊  | 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐   |
| 欠席 中川 瑛  | 総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐   |
| 出席 飯野 一浩 | 厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐   |
| 欠席 島添 悟亨 | 厚生労働省保険局診療報酬改定DX推進室 室長<br>大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐 併任<br>保険局保険課 課長補佐 併任<br>社会・援護局障害保健福祉部 アドバイザー |
| 出席 大竹 雄二 | 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長  |
| 欠席 渡邊 圭彦 | 厚生労働省老健局介護保険計画課 課長補佐  |

## 【議事次第】

1. 開会
2. 標準仕様書 第4.1版案の変更概要等について
3. 標準仕様書 第4.1版案の決定について
4. その他

## 【議事概要】

### ○構成員意見

- ・ 介護分野におけるDXの推進への対応の適合基準日について、資料2の31ページに見直す場合は令和7年8月と記載されているが、改定後の適合基準日が令和8年4月1日から変更されなかつた場合、実装は厳しいと考えている。理由としては特定移行支援システムとなる自治体も多く、現行システムと標準準拠システムへの対応が必要となり、約半年では対応できないと考えている。そのため、適合基準日は半年後や1年後等の先延ばし時期に見直しして欲しいと考えている。

また、実施方法として、11個のインターフェースすべてを必須で一斉に実施するのではなく、段階的に資格情報や被保険者証情報を先に実施し、残りの情報は後で稼働させる等の緩和措置を考えていただくほうが精度としても良いと考える。理由として介護情報基盤の先行実証を行っている中で当初セットアップに苦労しているため、全国一斉稼働となる場合にSE等のリソースが必要となってくる。ただ、標準準拠システムへの移行期限が令和8年3月となっており、作業期間が重なっているため、ベンダとして対応は厳しいと考えている。

⇒ (厚生労働省) 適合基準日について、見直した時点での実現可能性を踏まえて、見直しを行う想定である。例えば、令和7年8月改定の際に、令和8年4月1日を適合基準日とした場合に間に合うかどうか確認した上で確定するものと考えている。また、介護保険部会での議論でも示しているとおり、標準化の対応状況を踏まえて決定するとしており、特定移行支援システムが一定数あるということも踏まえて、決めていくことになると考える。当初示した適合基準日では標準化の対応が厳しいという意見を受け、再検討している状況であり、さまざまな点を踏まえた見直しになると思われる。

見直しに際して、11個すべてを一斉にするかどうかという話もあるが、当局としては11個すべてを一斉と考えている。最終的にどうするかは、適合基準日を確定させる際に決めることがある。

⇒ (ベンダ構成員) 見直しにあたっては適合基準日がどの日付になったとしても、段階的なセットアップ等を考慮した内容としてほしい。

### ○構成員意見

- ・ 全国意見照会にて多くの意見が寄せられている点を踏まえると、介護保険部会で検討中ではあるが、適合基準日は先延ばししてほしいと考える。また、先延ばしした場合、システム改修に係わる補助金措置がどうなるのか等の考え方について、現時点でわかる範囲でよいので教えてほしい。

次に、介護分野におけるDXの推進への対応の目的として、被保険者証の電子化と介護情報の電子的共有の2つがある認識であるが、運用開始にあたって医療側で先行的に実施されている被保険者証の電子化を優先した適合基準日とし、段階的に進める等の考慮をお願いしたい。

最後に、標準化を優先して対応している中で介護分野におけるDXの推進への対応を現行システムと標準準拠システムの両方で対応し、全国一斉稼働を行うことがかなり厳しい状況にある。そのため、標準準拠システムへ移行した自治体から運用開始する等の経過措置を検討してほしい。また、現行システムの運用も同様の経過措置等を検討してほしい。

⇒ (厚生労働省) 適合基準日について、当初示した際は令和7年度末までにシステム標準化が完了する前提で整理したものである。一方でさまざまな意見や、標準化全体の進捗にも課題がある点も踏まえて、適合基準日の見直しを行う方針である。適合基準日の見直しにあたっては自治体やシステム開発ベンダの意見も踏まえ、最終的には現実的な適合基準日で決定していくことになると思われる。

システム改修費については、介護保険制度の見直しと同等と認識している。一定の補助を行うことは想定しており、必要な措置を講じるための対応をしている。

被保険者証の電子化と介護情報の電子的共有について、同時に実施したほうが望ましいという意見がある一方で、システム改修に伴う負荷が大きいという話があることも認識している。介護情報の電子的共有は法改正を行っているが、被保険者証の電子化に関する法改正は今後であるため、どういった見直しを行うことが現実的なのかという点も含め、最終的に決定していくことになると考える。

#### ○構成員意見

- ・ 適合基準日の見直しやインターフェース仕様の段階的な稼働については弊社としても同様の意見である。意見としては、適合基準日について、次回の改定で見直しを検討している旨の自治体への周知を改めてお願いしたい。標準化対応を自治体と調整する中で機能要件の適合基準日が令和8年4月1日と記載されているため、自治体へ検討中であることを伝えて理解されていない場面もでてきてている。

⇒ (厚生労働省) 以前も同様の意見があったため、第4.0版策定時には事務連絡やメール等で検討中である旨を周知していたが、認識されていない自治体も少なからずいることを認識したので、再度機会を捉えて周知するよう調整する。

#### ○構成員意見

- ・ 適合基準日については同意見である。全体に関する内容であるかもしれないが、昨年11月の国民健康保険システムの検討会にて、利便性向上を目的とした実装必須機能は経過措置としてオプション機能の扱いとされているようだが、介護保険システムの標準仕様書においても同様の扱いを検討されるのか確認したい。

⇒ (事務局) 今回の検討においては、利便性向上を目的とした実装必須機能は経過措置としてオプション機能の扱いとする検討は対象となっておらず、介護分野におけるDXの推進への対応は制度改正に伴う対応であるため、利便性向上を目的とした機能追加に該当しないと考えている。また、国民健康保険システムの検討会で示された、利便性向上を目的とした実装必須機能は経過措置としてオプション機能の扱いとする考えは、デジタル庁から20業務へ示された考え方ではなく、国民健康保険システム個別で整理された考え方ではないかと思われる。

⇒ (デジタル庁) 国民健康保険システムでは制度改正の兼ね合いもあり、独自で先行して利便性向上に関する機能は時限的経過措置の整理が行われている。

一方で20業務全体としては昨年12月の標準化基本方針の改定に伴い、令和7年度末までの制

度改正に伴う現行システムへの改修の負担を考慮し、標準仕様書への対応の一部は標準準拠システムへの移行後に実装するとした整理も可能とする経過措置を設けている。対象となる機能をどのように整理していくかは標準仕様書を担当する制度所管省庁に運用フロー案や実際の作業内容等を確認する必要がある。経過措置に係る作業等は来年度にかけて、引き続き、整理や調整を進める予定である。

#### ○構成員意見

- ・ 資料2の9ページ「eLTAXを活用した取り組みへの対応」の中で「QRコード」と表記されているのは「二次元コード」と表記すべきではないか。  
⇒（事務局）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標であると認識している。  
「eLTAXを活用した取り組みへの対応」においては総務省より提示されたeLTAXを活用した取り組みへの対応に関する仕様書等の内容と表記を合わせており、表記として問題ないものと認識しているが、再度確認し必要に応じて見直しを行う。

#### ○構成員意見

- ・ 高額合算自動償還への対応について、法改正等の要否や必要な場合の対応状況を確認したい。  
標準仕様書の機能要件に規定されるため、対応状況を教えてほしい。  
⇒（厚生労働省）医療側と横並びで対応しているものであり、令和7年度に制度改正を予定している。現時点では、詳細な内容等を示せていないため、まとまり次第、共有する。  
⇒（ベンダ構成員）標準仕様書の内容だけでは現時点で運用が可能と受け取る自治体もいると思われるため、補記等をお願いしたい。  
⇒（厚生労働省）昨年12月の地方分権改革に関する閣議決定にて今後対応することが自治体にも示されているが、改めて3月の全国担当課長会議等で周知していく予定である。

#### ○構成員意見

- ・ これまでの検討会等にて、意見として引越し手続オンラインサービスに関する機能要件に関する実装区分の見直しを上げている。国民健康保険システムや後期高齢者医療保険システムでも同様の機能要件はあるが、標準オプション機能とされており、横並びで見たときに実装区分を合わせるほうが良いと考える。再度、検討いただきたい。  
⇒（事務局）まずデジタル庁へ20業務の横並び方針において、引越し手続オンラインサービスに関する機能の追加は実装必須とされているのか確認したい。  
⇒（デジタル庁）20業務の横並び方針にて引越し手続オンラインサービスに関する機能追加は示しているが、実装区分は各業務にて必要に応じて決定することとしている。  
⇒（座長）厚生労働省と事務局での協議の結果、持ち帰り検討として継続検討する。  
⇒（事務局）持ち帰り検討として再検討するにあたり、参考までに確認したい。仮に再検討の結果、現状のまま実装必須機能とした場合、経過措置の対象として適合基準日を先延ばしした日付で申請する可能性があるか確認したい。  
⇒（ベンダ構成員）認識のとおり、経過措置の対象として申請することになると思われる。介護保険事務において自治体のニーズは少ない認識であり、介護分野におけるDXの推進への対応等の優先すべき対応もあるため、経過措置の対象になるとを考えている。  
⇒（ベンダ構成員）弊社も同じ意見である。

⇒ (ベンダ構成員) 弊社の同じ意見である。

○座長

- ・ 事務局からの説明のとおり検討会後に変更等が発生する可能性があるが、最終的な判断については座長に一任していただきたい。
  - ・ 「介護保険システム標準仕様書【第4.1版】案」の決定にあたり、疑義等はないか。なお、持ち帰り検討とした意見に関しては、本日の決定範囲からは対象外とし、調整後に【第4.1版】として反映するか、もしくは継続検討とする。
- ⇒ (座長) 特に疑義等はないため、「介護保険システム標準仕様書【第4.1版】案」を決定とする。

以 上